

Q1 濃厚接触者とは

A1

保健所が濃厚接触者と判断し、保健所または事業者を通じ濃厚接触者であると連絡があった方となります。

Q2 1月14日より前の濃厚接触者の取り扱いは、どうなっていたか。

A2

保健所が濃厚接触者と判断した場合、保健所が実施するPCR検査を受検いただくとともに、陽性者との最終接触日から14日間の自宅待機をお願いしています。

Q3 1月14日以降の濃厚接触者の取り扱いは、どうなっているか。

A3

保健所が濃厚接触者と判断した場合、保健所が実施するPCR検査を受検いただくとともに、陽性者との最終接触日から10日間の自宅待機をお願いしています。

また、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、濃厚接触者であって、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者(以下「社会機能維持者」という。)に該当する場合に限り、以下のとおり取り扱うこととします。

【地域における社会機能の維持のために必要な場合の対応】

1. 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合であって、かつ無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査(やむを得ない場合は、抗原定性検査キット)により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
2. 検査は事業者の費用負担(自費検査)により事業者において行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日(陽性者との接触等)から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
3. いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
4. 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を

徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

5. 濃厚接触者が社会的機能維持者に該当するかどうかは、『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』(令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の「(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考に濃厚接触者が所属する事業者において判断すること。

6. 事業者が検査の結果が陰性であったことを確認したことをもって待機解除とし、保健所等への連絡は不要とする。

Q4 事業者の費用負担(自費検査)とあるが、自費検査可能な検査機関はどこで調べればよいか。

A4

○核酸検出検査または抗原定量検査

インターネット等でお探してください。

なお、一部ではありますが、厚生労働省ホームページ「自費検査を提供する検査機関一覧」において自治体別に掲載されています。

○抗原定性検査キットと用いる検査

抗原定性検査キットは、薬事承認されたものを必ずご使用ください。

事業者が医薬品卸業者から入手する場合は、「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を医薬品卸業者に提出することにより購入することができます。

Q5 自治体の判断により、社会機能維持者に限り本取り扱いを実施できることとされているが、滋賀県は実施の判断をしているのか。

A5

滋賀県においては、社会機能維持者に限り本取り扱いを実施できると判断しています。

Q6 社会的機能維持者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和3年11月19日(令和4年1月17日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」)に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とするとされているが、自治体が認める事業にあたるか、どのように確認すればよいか。

A6

別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を参考に、事業者自らが社会機能を維持するために必要な事業か判断いただきます。

滋賀県では、個別の事業を示すことはいたしません。

Q7 本人が出勤を希望しているが、本取り扱いを適応してよいか。

A7

本取り扱いについては、濃厚接触者であって、社会機能維持者に該当する場合の取り扱いであることから、濃厚接触者本人の希望により取り扱うこととするものではありません。

事業者が、本取り扱いが必要であると判断することが必要です。

Q8 濃厚接触者となったものが、地域における社会機能維持のために業務への従事が必要であるが、本人の意思に反して従事させることは可能か。

A8

本人の意思に反して従事させることがないようお願いします。

Q9 本 Q&A を見ても分からないことがあるが、どこに問い合わせればよいか。

A9

事業者を所管する行政機関にお問い合わせください。

なお、保健所への問い合わせは保健所業務のひっ迫に繋がることから、お控えいただきますようご理解をお願いいたします。